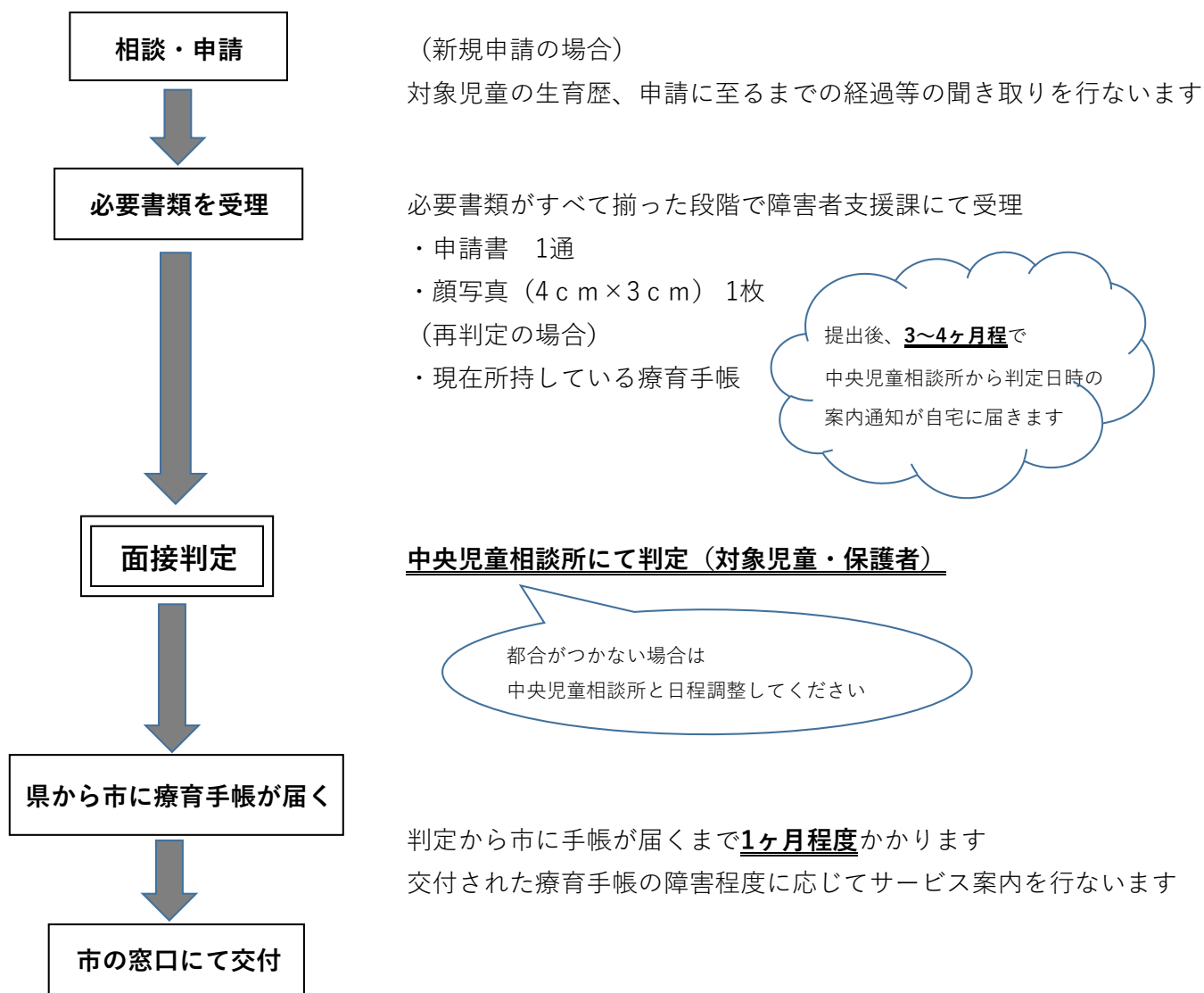


< 療育手帳が交付されるまでの流れ >



◆ 注意点 ◆

療育手帳は数年ごとに再判定が必要となります。その際、中央児童相談所及び八千代市役所から連絡は行いませんので、手帳に記載されている次の判定年月を確認のうえ、6ヶ月程前に申請をしてください。
(申請先は八千代市障害者支援課になります)

療育手帳の交付申請をされる方へ(18歳未満の方)

八千代市健康福祉部 障害者支援課

手帳の申請に必要な書類は次の通りです。説明事項をよくお読みいただき、申請して下さい。

●必要書類

- 申請書 1通
 - ・申請者氏名は、保護者の氏名をご記入ください。
 - ・保護者欄に記入された名前が療育手帳の保護者欄に記載されます。
- 顔写真 1枚
 - ・1年以内に撮影された上半身脱帽、無背景、厚手の光沢紙に印刷されたものに限り、サイズは縦4cm、横3cmで、条件を満たしていればスナップ写真の切り抜きでも構いません。(白黒・カラーいずれも可)。
 - ・裏面に『八千代市』『氏名』『生年月日』を明記し、貼らずにお持ちください。
- マイナンバー制度に伴う必要書類一式

<本人申請の場合>

- ① 個人番号カード(顔写真付きのカード)
- ② 個人番号通知カード又は個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書
+
顔写真付きの身分証明書(運転免許証、パスポート、障害者手帳、住基カード、在留カード)
- ③ 個人番号通知カード又は個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書
+
いずれか2点(健康保険証、年金手帳、年金証書、特別児童扶養手当証書、介護保険被保険者証)

<代理人申請の場合>

代理人の身元を確認する書類いずれか2点(個人番号カード、運転免許証、パスポート、障害者手帳、住基カード、在留カード、健康保険証、年金手帳、年金証書、特別児童扶養手当証書、介護保険被保険者証)
+
本人の個人番号を確認できる書類いずれか1点(個人番号カード、個人番号通知カード、個人番号が記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書)

●手続きの流れ

上記の書類を提出していただくと、3～4か月後に中央児童相談所から申請された方へ判定日時の案内通知が届きます。その後、中央児童相談所で判定があり、該当する場合に療育手帳が交付されます。手帳が交付されましたら、八千代市障害者支援課よりご連絡いたします。

●注意点

療育手帳は数年ごとに再判定が必要です。その際、中央児童相談所及び八千代市役所から連絡は来ませんので、療育手帳に記載されている次の判定年月日を確認の上、6カ月ほど前までに申請手続きをしてください。(申請先は八千代市障害者支援課になります。)

【問い合わせ】

八千代市役所 障害者支援課 障害者支援班
TEL:047(421)6741 FAX:047(483)2665
〒276-8501 八千代市大和田新田 312-5